

第五十一回 参議院 商工委員会 會議録 第五号

昭和四十一年二月十日(木曜日)
午前十時二十一分開会

委員の異動

十二月二十七日

辞任

近藤英一郎君

補欠選任

後藤 義隆君

十二月二十八日

辞任

後藤 義隆君

補欠選任

近藤英一郎君

十二月二十九日

辞任

柳田桃太郎君

補欠選任

大野木秀次郎君

一月二十七日

辞任

大野木秀次郎君

補欠選任

柳田桃太郎君

一月二十八日

辞任

阿部 竹松君

補欠選任

杉山善太郎君

一月二十八日

辞任

斎藤 昇君

補欠選任

村上 春蔵君

二月二日

辞任

杉山善太郎君

補欠選任

小柳 勇君

二月三日

辞任

柳木 亨弘君

補欠選任

那 祐一君

二月五日

辞任

那 祐一君

補欠選任

柳木 亨弘君

二月七日

辞任

矢追 秀彦君

補欠選任

浅井 亨君

二月七日

辞任

浅井 亨君

補欠選任

矢追 秀彦君

委員長の異動

一月二十八日豊田雅孝君委員長辞任につき、その補欠として村上春蔵君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長
理事

村上 春蔵君

豊田 雅孝君

柳田桃太郎君

近藤 信一君

井川 伊平君

柳木 亨弘君

近藤英一郎君

宮崎 正雄君

吉武 恵市君

永岡 光治君

向井 長年君

小田橋貞壽君

事務局側
常任委員会専門員

小田橋貞壽君

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選の件

○委員長(村上春蔵君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。このたびは、商工委員長に選任されました。委員の皆さま方の御協力を賜わりまして、その任を全うしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(村上春蔵君) まず、委員の変更について御報告いたしたいと思います。

一月二十七日、阿部竹松君が辞任され、その補欠として杉山善太郎君が選任されました。翌二十八日、斎藤昇君及び杉山善太郎君が辞任され、その補欠として私及び小柳勇君が選任されました。

○委員長(村上春蔵君) 次に、理事会において協議いたしました事項について御報告いたします。

今期国会における当委員会の定例日につきましては、当分の間、火曜日は午後一時から、木曜日は午前十時からとすることにいたしました。本日は、理事の補欠互選を行なうことにいたしましたので、御了承をお願いいたしますと存じます。

○委員長(村上春蔵君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。

委員の異動に伴い理事が二名欠員となっておりますので、その補欠互選を行います。互選は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。それでは理事に豊田雅孝君、柳田桃太郎君を指名いたします。

○豊田雅孝君 どうも委員長在任中はいろいろお世話になりました。大過なくその職責を全ういたしました。ありがとうございます。お礼を申し上げます。(拍手)

○委員長(村上春蔵君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案
一、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案
中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第三条第四項中「六億円」を「七億五千万円」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第五条中「六億円」を「七億五千万円」に改める。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。
四 企業組合
第四条第二項及び第七条第一項中「営む」を「行なう」に改める。

第八条第一項中「営む中小企業者」を「行なう中小企業者(企業組合にあつては、出資の総額が五千万円をこえ、かつ、その事業に従事する組合

員の数が三百人をこえるものを除く。以下この条及び次条において同じ。に、「営む他の」を「行なう他の」に、「営む法人」を「行なう法人（会社又は企業組合に限る）」に、「営む中小企業者の」を「行なう中小企業者の」に改め、同条第二項中「営む」を「行なう」に改める。

第九条中「者及び」を「会社であつて」、「者」を「もの及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる個人を」に、「営む」を「行なう」に改める。第十七条第一項中「営む」を「行なう」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、倒産関連中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案（衆）

倒産関連中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

倒産関連中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

（目的）

第一条 この法律は、取引の相手方たる事業者の倒産等に伴い経営の安定に支障を生じている中小企業者に対する融資の適正円滑化を図るため、中小企業金融公庫に倒産関連中小企業融資基金を設けることにより当該中小企業者の事業に必要な資金の確保を図り、及び融資条件の緩和を図る等の措置を講じ、もつて中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「倒産関連中小企業者」とは、次の各号の一に該当することについてその住所を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者（中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号。以下「公庫法」と

いう。）第二条に規定する中小企業者をいう。以下この条において同じ。）であつて、当該認定を受けた日から一年を経過しないものをいう。

一 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他通商産業大臣が定める事由が生じた会社又は個人であつて通商産業大臣が指定したものに對する売却金債権その他通商産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二 取引の相手方たる事業者が事業活動の制限であつて通商産業大臣が指定するものを実施していることにより、当該事業者との取引について取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

（倒産関連中小企業融資基金）

第三条 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、公庫法第十九条第一項に規定する業務のうち倒産関連中小企業者に対する次の各号に掲げる資金の貸付けの業務に關して、倒産関連中小企業融資基金（以下「基金」という。）を設け、資本金三十億円をもつてこれに充てるものとする。

一 設備資金又は運転資金（次号に掲げるものを除く。）

二 高利負債（金銭を目的とする消費貸借その他の利息又は賠償額の予定（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）に規定する利息又は賠償額の予定をいう。）の契約が同法の規定により無効とされる部分を含むものであるものに係る債務をいう。）を返済するために必要な資金

金
公庫は、基金に係る経理に關しては、政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。（資金の借入れ）

第四条 公庫は、公庫法第二十五条第四項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、前条第一項に規定する業務を行なうために必要な資金の財源に充てるため、日本銀行から五百億円を限度として資金の借入れをすることが出来る。（国庫納付金の計算）

第五条 公庫が公庫法第二十四条第一項の規定により利益金を国庫に納付する場合における損益計算は、政令で定めるところにより、基金に係る経理上の損益を控除して行なうものとする。（貸付条件）

第六条 倒産関連中小企業者に対する第三条第一項第一号に掲げる資金の貸付けの業務に係る貸付金については、公庫が行なうその他の業務に係る貸付金に附される通常の条件よりも倒産関連中小企業者に有利な条件を附するものとする。（貸付業務の迅速な処理）

第七条 公庫は、その業務を行なうに当たつては、特に、第三条第一項に規定する業務が迅速に処理されるように配慮しなければならない。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中小企業金融公庫法の一部改正）
2 中小企業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「この法律」の下に（倒産関連中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和四十一年法律第 号）を含む。以下本則において同じ。）を加える。

二月四日本委員会に左の案件を付託された。
一、中小建設業の新局面打開に関する請願（第三〇号）
一、菓子中小企業近代化設備融資に関する請願

（第三一〇号）（第三二〇号）（第三三〇号）
一、日本工業権自出願者協会の創立援護に関する請願（第三三〇号）
一、電気工業業に関する法律制定に関する請願（第九七号）（第一八九号）

第三〇号 昭和四十一年十二月二十日受理
中小建設業の新局面打開に関する請願
請願者 東京都千代田区丸の内九ビル三四
三区都市駐車場開発協議会内 満
尾君亮

紹介議員 江藤 智君
中小企業建設業の新局面打開のため、左記事項の実現を図らる。

一、全国府県単位または建設省地方建設局単位に、重機建設協同組合または重機建設株式会社を設立し、政府、自治体は半額を出資、協同組合員または株式会社社員が半額を出資し、重機稼働による負担を合理化すること。
二、全国各単位重機企業体の相互運営を更に合理化するため、中央に社団法人を置き、総括業務を掌ること。なお、既設の「全国重機建設協同組合」等は、該法人の中核体、即ち特別会員として業務につくことが出来るようにすること。

三、重機貸貸業者を中小企業建設業者になるよう勧誘し、新機種の恩典に浴せしめること。
四、新機種の発足には、重機製造業者並びに大手建設業者の協力を得ること。但し、中小企業建設業者の主体性に変化のない限度を見定めてからその協力内容を策定すること。

五、新機種に対する税法については、免税措置を講ずること。

理由

東京オリンピック後、倒産した中小企業建設業者は計り知れない。
中小企業建設業のささえとなり、その下で動く企業に中小企業重機貸貸業があり、こゝ一、二年前は東京都内でも、その数が四百といわれていたが、いまは一軒もないといつてよいくらい倒産した。

この悲惨な状況にいたつたのは、重機貸貸業が中小企業建設業の下請であつたため、経済の底がきわめて浅く、中小企業建設業の若干の倒産で大きなひびがはつたこと、更に、昭和三十六年以来、故渡辺良夫代議士が重機貸貸業の育成を叫んだが、国会、政府はこれに對しなんの反応も示さずに今日に及んだからである。

第三一〇号 昭和四十年十二月二十日受理
菓子中小企業近代化設備融資に関する請願
請願者 大阪市都島区都島北通三ノ一 浜田義雄

紹介議員 豊田 雅孝君

菓子業界の小、零細業者に対して、中小企業近代化資金助成法に基づく資金の貸付けを実施せられたい。

理由

一、菓子業界における中小企業の倒産が多いといわれているに拘わらず生産量は年々増加している、これは生産者が生産を合理化しているためである。企業が大型化され、内部が組織化されてくると、その余波を直接、間接的に受けるのが中小零細業者である。戦後社会情勢の推移は年々激しく、また急速になつてきたため、菓子業者もかつてのように気楽な気持ちで商売を続けることが困難になつた。即ち、近代化を要求されると同時に食品の一分野を占めるものとして取り扱われるようになり、し好品から生活必需品に移行して来た。

二、諸物価の高騰のゆゑから、国民大衆に広く潤いを持たせている菓子だけでも安い価格で消費者に供給できるように、小、零細業者の合理化を強力に押し進める必要がある。

第三一二号 昭和四十年十二月二十日受理
菓子中小企業近代化設備融資に関する請願
請願者 大阪府守口市祝町五一 寺田隆

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三一〇九号 昭和四十一年一月十三日受理
菓子中小企業近代化設備融資に関する請願
請願者 大阪市都島区内代町一ノ二二 上原信夫

紹介議員 船田 謙君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三一三〇号 昭和四十年十二月二十日受理
日本工業権自家出願者協会の創立援助に関する請願

請願者 東京都台東区上野一ノ一四ノ一三 東ビル三〇三号室日本工業権自家出願者協会内 磯部周吾

紹介議員 江藤 智君

日本工業権自家出願者協会の創立を促進するため、左記事項の実現を図られたい。

一、自家出願者の団体を認め、これが業務の遂行に對し、政令によつて特別の援助を実施すること。

二、自家出願者の名簿作製並びに自家出願者工業権開発奨励に對し、あらゆる協力を惜しまないこと。

三、自家出願者の工業実施化につき、自家出願者の指導団体を通じてできる限りの援助を実施すること。

四、自家出願者協会に年間事業計画を託し、これに對して補助金を下附すること。

五、自家出願者協会の地方支部設置につき、特別の協力を続けること。

理由

従来、自家出願者に対する特許庁の扱いは、必ずしも良好ではなく、はなはだ遺憾と思われる点が多かつた。たとえば、

一、弁理士による出願代理の書類の特許庁扱いと、自家出願者による場合は、取扱上に大きな開きが現れる。

二、自家出願はやたらに否決される事が多く、これに對する行政指導がない。

三、自家出願者の貴重な出願内容も特許庁の指導

の低調により、そのまま日に当らずに消えてしまふ例が多い。

このような自家出願者の出願上の欠点を補い、貴重な創意を具現し、民生の培養に資するため、仮称「日本工業権自家出願者協会」を起し、全国の自家出願者の榮えある灯とすべきである。

第九七号 昭和四十年十二月二十二日受理
電気工業事業に関する法律制定に関する請願

請願者 長野県上田市大字上田五、一八〇 東信電気工業協同組合代表理事 甘利源弥

紹介議員 小山邦太郎君

第四十八回国会に上程され、継続審査になつていた「電気工業事業を営む者の登録等に関する法律案」「電気工業事業及び電気工事士法案」について、左記事項の実現を図られたい。

一、電気工業事業の運営の適正化を図り、もつて、国民の電気保安の確保に資する。

二、電気工業事業を登録する。

三、登録した電気工事店の名称標識を定める。

四、電気工事維持運用の管理者を置く。

五、自主点検カードを保管する。

理由

一、国民電気保安管理体制の必要について。電気事業法の施行により、一般用電気工作物（国民一般の電気工作物）の保安の責任は電力会社の手を離れ、電気に関する知識の全くない需用者（国民）にあることになり、まことに危険である、このような国民のための電気保安の体制は、従来、国民生活とつながつて、その工事、維持、運用に實際的な役割を果たしてきていた「電気工業事業」を格付けして当たらせることが、最も必要かつ妥当である。

二、電気行政に直結した電気工業事業として姿勢を正すことの必要について。

電気工業事業の所管が建設省にあることによつて、電気行政のための電気事業法の中に考慮さ

れないという不合理なあり方になつたが、この不合理な姿勢を正す必要がある。

三、電気工事士法の改正の必要について。電気工事士法により全国二十万人の工事士資格者に開業の鑑札を与え、同様の事実は、各電力会社とともに電気保安を第一義に担当し、現在のような一般用電気工作物の作業ルールと業界秩序をつちかつたものが、根底から崩れ、業界の混乱は深刻をきわめているから、すみやかに、電気行政に電気工業事業を位置づけ、電気工事士法を改正する必要がある。

四、施工業者に對する保安責任の無限追求には措置を要する。

電気に関する保安責任が需用者（国民）に肩代はりしたことによつて責任賠償の問題が、施工業者に無限に追求される傾向が増大するから、電気事業法に定められた電力会社の免責のごとく、同じく保安協会の行なう義務事項のごとく、施工業者の責任についても一定の限界を法定する必要がある。

第一八九号 昭和四十年十二月二十七日受理
電気工業事業に関する法律制定に関する請願
請願者 宮城県仙台市東五番丁四仙台電気工事事業協同組合代表理事 佐久間隆

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の六第一項中「大阪地方事務所」の下に「広島地方事務所」を加える。

第三十五条の八中「二百七十七人」を「三百七十七人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律

機械類賦払信用保険臨時措置法(昭和三十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

機械類賦払信用保険法

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 機械類賦払信用保険特別会計法(昭和三十六年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「機械類賦払信用保険臨時措置法」を「機械類賦払信用保険法」に改める。

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

昭和四十一年二月十四日印刷

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律

金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第九条第四項中「理事長を通じて」を削る。

第十一条を次のように改める。

(役員)の欠格事項

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(代理人の選任)

第十五条の二 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十八条を次のように改める。

(業務の範囲)

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 金属鉱物を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け

二 金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域のうち金属鉱物の優秀な鉱床が存在する可能性のある地層が存在すると推定される地域について、当該地層の精密な状態を明らかにするために必要な地質構造の調査(以下「精密調査」という。)

三 国の委託を受けて、金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域について、その地域を通じて広く金属鉱物の鉱床と密接な関連がある地層の存在状況の概要を明らかにするために必要な地質構造の調査(以下「広域調査」という。)

昭和四十一年二月十五日発行

四 前三号の業務に附帯する業務

2 前項第一号から第三号までの金属鉱物の範囲は、通商産業省令で定める。

第十九条第一項中「前条第一項の業務」を「前条第一項第一号の業務(これに附帯する業務を含む。)」に改める。

第二十条第二項中「地質構造調査」を「精密調査及び広域調査」に改める。

第二十条の二の前の見出しを「精密調査の実施計画」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業団は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、当該事業年度において精密調査を行なおうとする地域ごとに精密調査の実施計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十条の二第二項中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の四及び第二十条の五中「第十八条第二項」を「第二十条の二第一項」に改める。

第二十条の六及び第二十条の七中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の八中「地質構造調査」を「精密調査」に、「第十八条第二項」を「第十八条第一項第二号」に改める。

第二十条の十第一項中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の十一第一項、第二十条の十三第一項及び第二十条の十四第一項中「地質構造調査」を「精密調査又は広域調査」に改める。

第二十条の十五中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十三条の二中「第十八条第二項の業務」を「精密調査」に改める。

第三十二条第一号中「第十八条第二項」を削り、「第二十条第一項」の下に、「第二十条の二第一項」を加え、同条第二号中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改める。

第三十四条第三号中「及び第二項」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(経過規定)

第二条 この法律の施行前に改正前の第十八条第二項の認可を受けた同項に規定する地質構造調査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされた地質構造調査に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局